

## 那須塩原市における新型コロナウイルス感染症対策・取組等について

### I 市全体としての取組等の経緯・概要

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防、拡大防止、経済対策等の重要な施策は、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（「本部会議」という。）で決定をしている。

#### 1 本部会議の開催回数（6/1 1時点）

2月5回、3月5回、4月7回、5月4回、6月2回 計23回

#### 2 本部会議での主な決定等

日付	内容等
令和2年 2/5	感染症対策周知チラシ配布（自治会）
2/23	市主催のイベントの開催・市有施設貸館の基準
2/27	<b>国からの学校の臨時休校の要請</b>
2/28	学校の休業（3/2～24休業） 感染症受診の手順等チラシ配布（自治会・新聞折込） 市有施設利用及び市主催行事の一部中止（3月上旬から）
3/26	市業務継続計画 市主催のイベントの開催・市有施設貸館の基準改定
4/1	市有施設利用中止の一部緩和
4/8～5/6	<b>緊急事態宣言発令 東京都他6府県</b>
4/9	<b>本市1例目の患者発生</b>
4/10	新型コロナウイルス感染症対策に関する市長メッセージ発信 学校の休業延長（4/10～22） 市有施設・市主催行事の当面中止
4/11	<b>本市2例目の患者発生</b>
4/13	市長から市民の皆様へのメッセージ①発信
4/15	<b>本市3例目の患者発生</b>
4/16	<b>本市4例目の患者発生</b> 「感染拡大防止対策と市内経済対策の徹底」について市長表明 <b>緊急事態宣言5/6まで全国に拡大</b>
4/17	<b>本市5例目の患者発生</b> 市長から市民の皆様へのメッセージ②発信（新聞折込）
4/19	<b>本市6例目の患者発生</b>

4/22	<b>本市7例目の患者発生</b>
4/23	那須塩原市「非常事態宣言」 学校の休業再延長（4/23～5/31） 新型コロナウイルス感染症対策P Tの設置
4/24	市長から市民の皆様へのメッセージ③発信（新聞折込） 市長から市民の皆様へのメッセージ④発信（広報誌）
4/27	市長から市民の皆様へのメッセージ⑤発信
4/28	市長から市民の皆様へのメッセージ⑥発信 北那須3市町の共同非常事態宣言発令（5/6まで）
4/30	エールなすしおばら 市民・事業者応援プラン①
5/5	<b>緊急事態宣言の5月末日までの延長</b>
5/6	市長から市民の皆様へのメッセージ⑦発信
5/7	那須塩原市新型コロナウイルス感染症警戒期間（5/7～5/31） 北那須3市町の共同警戒期間（5/7～31）
5/11	特別定額給付金関係周知（新聞折込）
5/12	特別定額給付金申請書発送
5/14	<b>緊急事態宣言 本県解除</b>
5/15	エールなすしおばら 市民・事業者応援プラン② 「市有施設・市主催行事の当面中止」を5月中の継続
5/21	6月から学校の再開、市有施設の一部利用再開 「非常事態宣言等の判断の目安」
5/25	新型コロナウイルス感染症対策P T ➡ 新型コロナウイルス感染症対策室に変更
5/26	市長から市民の皆様へのメッセージ⑧発信
6/1	学校再開
6/4	エールなすしおばら 市民・事業者応援プラン③決定
6/11	エールなすしおばら 市民・事業者応援プラン④決定

## II 各部の取組み（Iの再掲含む）

### 1 企画部

#### (1) 財源確保

##### ① 寄附等

(ア) 寄附…5/15（金）から受け付け開始、5月末実績：10件2,877千円

(イ) ふるさと寄附…4/30（木）から「新型コロナウイルス感染症対策事業」  
を用途区分に追加、5月末実績：475件7,129.5千円

##### ② 事業見直し

感染症の拡大により中止する事業、延期な可能の不急の事業等を抽出し、

財源を確保

## (2) 感染拡大防止

- ① 自治会活動の注意喚起・自粛要請
  - (ア) 通知、電話による注意喚起、自粛要請 3/5（木）から計6回実施
  - (イ) 各戸配布、班回覧文書の調整（4/20重要度の高いもののみ5月・6月中止、7月から再開）
  - (ウ) 自治会活動再開に向けた取組（自治会長へのアンケート調査、ガイドラインの作成）
- ② 「おうち時間」の支援（YouTubeによる動画配信）
  - (ア) 市HP「新型コロナウイルス関連情報」に「おうちで過ごそう～エールなすしおぼら編」を追加、〇市作成や市が舞台となった映画 〇パブリカと那須ブラーゼンのストレッチ動画 〇テイクアウトできる飲食店などの情報
  - (イ) 国際交流員フロリンによるオーストリアを紹介する動画  
〇民族衣装紹介 〇母の日のプレゼント作成  
〇カイザーメランジュ（コーヒー）の作り方 〇ラプンツェルの工作  
〇ドイツ語の早口言葉 〇アイスコーヒーの作り方
  - (ウ) 副市長が駅前図書館を舞台に市のクイズを出題する動画（6月）
- ③ マスク等の確保、配布
  - (ア) 政府配布のマスクの寄附募集…6/1（月）～6/30（火）まで、庁舎、西那須野支所、市内15公民館に寄附箱を設置、収集後、市内施設等へ提供。
  - (イ) 国勢調査の調査員にマスク、消毒用ウェットティッシュ等を配布予定

## (3) 情報発信

- ① 媒体ごとの発信  
〇HP…新型コロナウイルス関連情報のカテゴリ追加、トップ画面に市民向けメッセージ掲出 〇Facebook…ほぼ毎日、情報発信 〇YouTube…記者会見、市長メッセージなどを発信（動画再生回数 最大9700回） 〇みるメール…各課から随時発信 〇プレスリリース…臨時記者会見5回、定例2回、その他プレスリリース多数 〇広報誌…6/5号コロナ特集（5月、6月の配布は新聞折込み） 〇Line…配信開始（6月）
- ② みるメール登録者獲得  
年内に20千人以上の登録を目指して、登録者拡大事業を展開（5/15現在14,522人）
- ③ オンラインによる「みちたろうT0わくわくトーク」等の実施
  - (ア) 市民団体等とのオンライン会議システム利用による意見交換（5/25）
  - (イ) 市長が市民からの質問に答える動画を発信（YouTube）（4/30）

## 2 総務部

### (1) 職員の勤務体制について

- ① 時差出勤  
対象：本庁及び支所の各所属 ※保育園、公民館等の施設は対象外  
開始日：令和2年4月13日から  
取組状況：1日当たり平均で41名（対象者693人の5.9%）が実施

**② サテライトオフィスにおける分散勤務**

対象：本庁舎（東庁舎を含む。）及び西那須野庁舎の各所属

開始日：令和2年4月20日から

取組状況：稲村公民館、西那須野公民館、まちなか交流センターをサテライトオフィスとして、1日当たり平均で23名（対象者635人の3.6%）が実施

※まちなか交流センターは、5月28日をもって終了

その他：サテライトオフィス以外に本庁舎及び西那須野庁舎の会議室を活用し、分散勤務を実施

**③ 在宅勤務**

対象：全職員（会計年度任用職員を含む。）

開始日：令和2年3月4日に開始。令和2年4月20日改定

取組状況：4月20日以降、1日当たり平均で60名（対象者1,499人の4.0%）が実施

**(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について**

---

**① 自主避難所内での「密集」の緩和**

- ・ これまでは、黒磯・西那須野・塩原の各地区に自主避難所を1箇所ずつ開設していたが、「密集」を緩和するため、各地区に2箇所を開設する。
- ・ 避難スペースを2m四方に区画割し、ソーシャルディスタンスを確保する。

**② 感染の疑いのある人への対応**

- ・ 市民に対し、避難前の自主的な検温をお願いするとともに、施設入り口での検温を実施する。
- ・ 37.5℃以上の発熱や咳などの症状がある人は、指定の施設駐車場で自家用車の中で待機させる。（指定施設は、黒磯・西那須野・塩原の各地区に1箇所開設）
- ・ 指定施設駐車場への移動が危険と思われる場合は、各避難所の駐車場において車中待機させる。
- ・ 避難後に発熱等の症状が現れた避難者は、避難所内の別室で分離（隔離）する。

**③ 換気・消毒等の徹底**

- ・ 避難所内は可能な限り換気に努める。
- ・ 避難者や職員を含め、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・ 手すり、トイレ、ドアノブ、蛇口等の共有部分の消毒に努める。

**④ 避難所業務に従事する職員の感染予防**

- ・ 全ての職員は、マスク、手袋を着用して従事する。
- ・ 検温作業、感染が疑われる人への対応に従事する職員は、防護服、フェイスガードを着用する。

**(3) 市役所各庁舎における感染防止対策について**

---

**① 体表面温度測定機の設置（本庁舎、西那須野庁舎）**

- ・ 5月1日（金）に、各庁舎正面玄関1階ロビーに設置し、同日、運用開始した
- ・ 額の表面温度が、37.5度以上を計測するとチャイムが発報する
- ・ 該当者の用件対応は、原則、自家用車で行う

- ② 飛沫感染防止シートの設置（本庁舎、西那須野庁舎、塩原庁舎）
  - ・ 窓口カウンターにビニール製の衝立を設置した
- ③ 日頃の消毒清掃（本庁舎、西那須野庁舎、塩原庁舎）
  - ・ 1日3回、待合イス、手すり、窓口カウンターなどの手指が触れる箇所を消毒している
  - ・ 薬剤は次亜塩素酸ナトリウムを使用している

#### (4) 所得税確定申告期限の延長等

- ① 所得税確定申告、市県民税申告の申告期限の延長
  - 申告期限3月16日（月）を4月16日（木）まで延長
- ② 市民税・県民税の納期限の延長
  - 個人市民税・県民税（普通徴収）の納期限の延長
    - ・ 1期6月30日を8月31日に、2期8月31日を11月2日に、3期11月2日を11月30日に延長
- ③ 那須塩原市税条例、那須塩原市都市計画税条例の一部改正【専決処分】
  - 新型コロナウイルス感染症拡大に係る地方税法改正に伴う条例改正
    - ・ 中小事業者の家屋、償却資産の課税標準の特例
    - ・ 生産性向上特別措置法に係る家屋、建造物の課税標準の特例
    - ・ 軽自動車税環境性能割の非課税適用期限の延長
    - ・ 納税猶予の特例措置
- ④ 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正【6月議会追加議案】
  - 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた財政支援に伴う条例改正
    - ・ 国民健康保険税の減免措置（減免の対象となる世帯、申請期限の特例）

#### (5) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について

- ① 納税の猶予申請の受付 5月末現在・申請23件

### 3 市民生活部

#### (1) 「ゆーバス」の運行に関する感染対策について

市では、「ゆーバス」の運行に関し、混雑時間帯における3密を解消し、利用者が安心して利用できる環境と、運行事業者が安全に運行できる環境を整備するため、令和2年6月1日から次の「ゆーバス」の一部増便を実施しています。

- ① 西那須野線 朝及び夕（登下校時）各1便の増便
- ② 黒磯南高校線 朝（登校時）1便の増便

#### (2) イベントの中止、市民への周知等

- ① 家庭でのごみの捨て方について
 

5月8日、環境省の通知に基づき、家庭でごみを捨てる際の注意等HPに掲載した。
- ② 収集運搬事業者への注意喚起について
 

4月16日及び5月1日、環境省の通知に基づき、市内の一般廃棄物処理業許可業者及び委託業者へ注意喚起を行った。
- ③ 那須塩原クリーンセンターへのごみの搬入について
 

搬入が集中するゴールデンウィーク期間を中心に、ごみの搬入の自粛を要請した。

- ④ 狂犬病予防集合注射、市民一斉美化運動、消費生活と環境展、マイナンバーカードの休日交付などの中止

#### 4 保健福祉部

##### (1) 感染症対策・取組等について

###### ① 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年2月4日設置）

(ア) 開催回数 23回

(イ) 主な決定事項

【当初】

市民への感染予防対策の啓発、市のイベントや施設での感染防止対策  
【県内感染確認以降】

市イベントや貸館の一部中止、学校の休業決定、市民への感染症受診手順や3密の回避啓発

【市内感染確認以降】

市有施設・市主催行事の当面中止、学校休校の延長、感染防止に対する市民への市長メッセージの発令、那須塩原市や3市町の非常事態宣言発令、経営的打撃を受けた事業者等への支援

###### ② 感染症予防拡大防止等の啓発

(ア) 内容 市長から市民の皆様へのメッセージ（8回）、手洗い徹底・感染症受診の方法、3密回避、非常事態宣言等の判断目安・新しい生活様式の実践、給付金申請方法や詐欺に注意

(イ) 周知方法 新聞折込、広報車、防災無線、HP、みるメール

(ウ) 郡市医師会との連携

予防・拡大対策の相談、非常事態宣言等の判断目安の監修

(エ) 寄附物資の受入

マスク約12万枚、消毒液約2000ℓ

(オ) 感染症に関する基準等作成

・感染症が確認された場合の市イベント・貸館に関する基準

・市有施設で感染者発生時の消毒の手順

・市職員発症した場合の公表に関する基準

(カ) 新型コロナウイルス感染症等に関する相談

【当初】感染症不安に関すること 【現在】給付金に関すること

(キ) その他

・窓口の工夫（窓口で行う高額療養費等の申請を郵送申請可能とした。）

・高齢者向けに、感染症予防対策やフレイル予防の啓発チラシ等の配布

・介護認定の期間延長

##### (2) 医療機関等や市民への支援について

###### ① 特別定額給付金事業（6/11現在）

(ア) 対象世帯 50,231世帯 人数 117,500人

(イ) 申請受理 44,768世帯

(ウ) 振込世帯 44,122世帯（87.8%）

###### ② 医療機関、介護施設、障害者施設への物資配布

- ③ その他 国保傷病手当金の創設  
妊産婦向けの感染症防止対策の実施

(3) 今後の取組等について

- ① 介護サービス事業所（198事業所）・障害福祉サービス事業者（79事業所）に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援金10万円を交付予定
- ② 専用病床を確保した市内の医療機関に対し、病床数に応じて支援金を交付予定
- ③ 保健センター及びシニアセンター入口に、サーマルカメラ4台を設置予定
- ④ 産後ケアを行う施設に対する物品（マスク、消毒液等）の配布を予定
- ⑤ 那須塩原市介護保険条例の一部改正（介護保険料の減免措置）を予定

5 子ども未来部

(1) 放課後児童クラブへの支援について

- ① 放課後児童クラブへの感染拡大防止用マスク・消毒液、臨時開所に伴う人件費、保育料減収に伴う補助（公設・民設）
- ② 児童や職員の健康管理のための体温計の購入
  - 購入体温計：非接触赤外線体温計 60支援分
- ③ 学校休業に伴い、朝から子どもの居場所確保のための体制の確保や通常業務以外の事務量が增大したことに対する支援金を交付

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について

- ① 「子育て世帯への臨時特別給付金」支給事業
  - 国の緊急経済対策の1つとして、児童手当受給世帯に対し臨時特別給付金を支給
  - 支給対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者
  - 給付額：児童一人当たり10,000円（1回限り）
- ② 「エール子育て臨時特別給付金」支給事業
  - 市独自の施策として児童手当受給世帯に対し臨時特別給付金を支給
  - 支給対象者：令和2年5月分（6月分を含む）の児童手当受給者
  - 給付額：児童一人当たり10,000円（1回限り）
- ③ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」支給事業（予定）
  - 国のひとり親家庭支援施策として、ひとり親世帯に対し臨時特別給付金を支給
  - 支給対象者：(ア) 令和2年6月分の児童扶養手当受給者  
(イ) 公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者  
(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者
  - 給付額：〈児童扶養手当受給世帯等への給付〉  
※支給対象者（ア）、（イ）、（ウ）に該当する方  
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円追加  
〈収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付〉  
※支給対象者（ア）、（イ）に該当する方  
1世帯5万円

(3) 要支援児童放課後応援事業及び子育て短期支援事業用消耗品購入について  
感染症の感染拡大防止を図るため、要支援児童放課後応援事業及び子育て短期支援事業を委託している事業所へ消毒液、手袋、マスク等を市が一括購入し配布

(4) 保育園等の対応について

- ① 保育料及び副食費の減免
- ② 各保育園等への消毒液・マスク・体温計・空気清浄機等の購入費の補助
- ③ 自主休園に伴う施設給付費減収分の補てん
- ④ 保育園等へのサーマルカメラの配備  
保育園の安心・安全を確保するためサーマルカメラ（体表温度測定器）を47施設に配備予定

(5) 民間保育園等への支援について

自主的な休園要請期間における保護者への緊急連絡や受入れに対する保護者からの問い合わせ対応等、通常業務以外の事務が増大したことに対する応援金の交付（民間保育園等応援事業）

## 6 産業観光部

(1) り災特別資金（新型コロナウイルス対応）について

- 市制度資金：運転資金、設備資金
- ①利率の引き下げ、②据置期間の延長、③利子補給（予定）

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（旅館・ホテル向け）について

- 市の協力要請に応じ休業した施設に、10万円を支給
- 協力要請期間：4月28日（火）～5月6日（水）の全日

(3) 飲食店応援企画「つかエール」チケットの販売について

- 1セット6,000円分（500円券×12枚）のチケットを5,000円で販売
- 就学援助費を受けている児童生徒に3,000円分の同チケットを交付
- 加盟店で、デリバリーまたはテイクアウトの利用

(4) 「リフレッシュ！宿泊キャンペーン」について

- 市民が市内温泉旅館等に宿泊した際にキャッシュバック
- キャッシュバック額は、大人1泊料金の半額で1万円が上限、小学生以下は無料

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策共助交付金について

- リフレッシュ！宿泊キャンペーンの実施にあたり、感染予防対策用品の購入等に要する経費を交付
- 1旅館に対し、5万円を交付

(6) エールなすしおばら 花いっぱい事業について

- ① 市内の病院と診療所の医療従事者に感謝のカーネーション3,500本を配布  
・ 市内医療従事者3,014人 期間：令和2年5月26日～30日
- ② 市庁舎や施設などに飾花し、花き消費拡大の啓発を実施（予定）  
・ 庁舎4箇所3回、介護施設等69箇所1回 期間：令和2年7月～令和3年3月

(7) 農業雇用のマッチング支援について

- （公財）那須塩原市農業公社の無料職業紹介事業を活用
- 受入れ農家の掘り起こしを実施。6/2現在12名（8件）



- 現在ホームページで情報発信中であり、求職者に対し今後強化予定
- (8) プレミアム付和牛商品券の販売について

- 1セット5,000円分(1,000円券×5枚)のチケットを3,500円で販売
- 那須和牛、とちぎ和牛取扱指定店(市内)での和牛購入
- 商品券販売期間：7月下旬～9月下旬、使用期間：購入日～12月末(予定)

## 7 建設部

### (1) 生活困窮者支援について

#### ① 市営住宅家賃の減額等について

市営住宅居住者において、収入が著しく低額となった場合、家賃の2分の1の減額、または支払いの猶予を行う。

##### (ア) 家賃の減額

直近の収入が家賃減免基準額以下となった場合に、家賃の2分の1を3か月減額する。

- ・ 6月1日現在、1件の申請があり承認した。

##### (イ) 支払いの猶予

直近の収入が家賃減免基準額以下となった場合に、支払いを3か月猶予する。

- ・ 6月1日現在、申請はありません。

※ いずれの場合も、最長12か月の期間まで延長することができる。

#### ② 住宅を失った方への市営住宅の提供について

解雇等により住宅を失った方に、市営住宅を提供する。

##### ○ 提供住宅

稲村団地(9戸)、錦団地(1戸) 計10戸

##### ○ 使用期間は6か月とし、必要に応じて更新可能。

##### ○ 家賃は、各住宅の最低額(部屋により異なる)とする。

- ・ 稲村団地 19,900円～24,800円
- ・ 錦団地 16,100円

※ 6月1日現在、相談等はない。

## 8 上下水道部

### (1) 上下水道料金等の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金等の支払いが困難になった方を対象に、最長4か月、支払いを猶予します。

5月31日現在の状況 支払猶予者 14件 金額 17,198,612円

### (2) 水道基本料金の全額免除について

市民等の経済的負担への支援として、令和2年7月及び8月請求の水道料金のうち基本料金について、全額免除します。

- ① 免除の対象者 那須塩原市の水道を利用している個人及び事業者  
約51,000件
- ② 免除の内容 水道料金の基本料金を全額免除します。
- ③ 対象期間 令和2年7月及び8月請求の基本料金

(3) 公共下水道事業受益者負担金の納期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や外出自粛等の状況を考慮して、納期限を延長します。(対象者：約180名)

納期	変更前	変更後	内容
1期	6月30日	8月31日	2か月延長
2期	8月31日	11月2日	2か月延長
3期	11月30日	令和3年1月4日	1か月延長
4期	令和3年3月1日	令和3年3月1日	変更なし

(4) マンホールカードの配布再開について

現在、休止しているマンホールカードの配布について、6月19日(金)から再開する予定です。

配布場所：塩原もの語り館(秋バージョンのマンホールカード)

板室自然遊学センター(新規：春バージョンのマンホールカード)

## 9 教育部

(1) 小・中・義務教育学校の対策・取組等について

① 学校臨時休業期間

3月2日(月)～24日(火)、4月10日(金)～5月31日(日) 75日間

(※学年末及び学年始休業日：3月25日(水)～4月7日(火) 14日間)

② 学校休業期間中の対応

(ア) 預け先の見つからない家庭の児童生徒に対する臨時受入れ

・小学生：3月2日(月)～18日(水)、3月23日(月)、24日(火)

計15日間 延べ受入れ人数 7,953人

・中学生：3月2日(月)～6日(金)

計5日間 延べ受入れ人数 158人

(イ) 学校は、児童生徒の生活、学習及び健康状況を電話で確認

(ウ) 卒業式

感染防止対策を講じた上で、式典内容を簡略化し実施

・3月10日(火) 中学校・義務教育学校(後期課程) 卒業生：1,060人

・3月19日(木) 小学校 卒業生：1,087人

(エ) 入学式

感染防止対策を講じた上で、式典内容を簡略化し実施

・4月9日(木) 中学校・義務教育学校(前期課程) 新入生：1,061人

・4月10日(金) 小学校 新入生：986人

(オ) 「エールなすしおばら家学(うちがく)プロジェクト」の実施

学習プリント等の配布や『eライブラリ』の活用に加え、4月30日(木)から週1回、学習の範囲や学び方についての「予定表」と「アドバイス動画(5分程度)」を作成し、各学校ホームページへの掲載や紙媒体を配布。

(カ) 分散登校の実施

再開に向けた準備として、クラスを18人以下の2班に分け午前中のみ登校

■ A班 5月21日(木)、25日(月)、28日(木) (3日間)

■ B班 5月22日(金)、26日(火)、29日(金) (3日間)

- ・ 小学校・義務教育学校 (前期課程)

1日当たりの登校人数 2,993人

コロナ不安で登校しなかった1日当たりの人数 25人

- ・ 中学校・義務教育学校 (後期課程)

1日当たりの登校人数 1,481人

コロナ不安で登校しなかった1日当たりの人数 4人

(キ) 通常登校の開始 (6月1日(月)から) ※6月4日(木)現在

- ・ 小学校・義務教育学校 (前期課程) (児童数: 6,168人)

コロナ不安で登校しなかった1日当たりの人数 9人

- ・ 中学校・義務教育学校 (後期課程) (生徒数: 3,063人)

コロナ不安で登校しなかった1日当たりの人数 3人

(ク) 夏季休業等の取扱いについて

臨時休業中の授業時数を確保するために夏季及び秋季休業日を次のとおりとし、21日間の登校日を確保します。

- ・ 夏季休業 8月8日(土)～8月18日(火) (11日間)

※通常の夏季休業 7月21日(火)～8月26日(水) (37日間)

- ・ 秋季休業 なし

※通常の秋季休業 10月12日(月)～14(水) (3日間)

③ スクールバスについて

通常登校開始に合わせ、感染予防対策に加え座席指定による乗車を講じた上で、配車バス等を増車し運行している。

④ 部活動及びスポーツ少年団の活動について

(ア) 臨時休業中の活動は行わない。

(イ) 通常登校開始に合わせ、当面は以下のとおり

- ・ 3密を避けた環境下での基礎体力づくり等とし、特に接触を伴う活動を控える。

- ・ 活動時間は1時間以内とし、土日、祝日の活動は行わない。

- ・ 対外試合は全種目において行わない。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた就学支援について

(ア) 就学援助期間の設定

休業や失業等による申請について、令和2年4月に遡って就学援助費支給対象とする。

申請期間: 令和2年6月末まで 援助対象: 令和2年4月分から

(イ) 交付期間及び援助対象経費

- ・ 6か月間 (令和2年4月～9月)

- ・ 給食費、学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費

(2) 教育委員会所管施設の対策・取組等について

公民館・図書館・博物館などの社会教育施設、スポーツ施設については、5月31日(日)まで、臨時休館としておりました。6月1日(月)から、各施設において「感染症予防対策」、「一部利用制限」を講じた上で、業務を再開しています(別添市有施設の開館状況等一覧のとおり)。

○感染症予防対策

- ①「3つの密」の回避 ②マスク着用、アルコール消毒、手洗いを徹底
- ③利用者の健康観察を行った上での利用

(3) 大学生・高校生等に対する支援

「エールなすしおばら打倒コロナ！ がんばれ“勝学生”応援プラン」を創設  
新型コロナウイルス感染症の拡大にともない経済的な支援が必要となった大  
学・高等学校等に在学する学生・生徒に対し、貸与月額18,000円、30,000円、  
50,000円の3種により奨学資金の貸与を5月19日(火)から当面の間として募集を  
開始している。

**Ⅲ 市有施設の開館状況等について**

別添の、『市有施設の開館状況等一覧』のとおり。